



| | |
|------------------|---|
| Title | 農地移動を規定する諸要因 : 農家間の関係論的視点を中心に |
| Author(s) | 仙北谷, 康; SEMBOKUYA, Yasushi |
| Citation | 北海道大学農経論叢, 47, 71-88 |
| Issue Date | 1991-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/11051 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 47_p71-88.pdf |



農地移動を規定する諸要因

— 農家間の関係論的視点を中心に —

仙北谷 康

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1. はじめに一問題意識と課題 | 71 |
| 2. 集落間の出入り作と地代負担力 | 74 |
| 1) 集落間の出入り作と地代負担力 | 74 |
| 2) 実勢小作料水準の意味 | 78 |
| 3. 農地移動と農家間の諸関係 | 80 |
| 1) 農地移動と農家間の諸関係 | 80 |
| 2) 農地貸借の実例 | 85 |
| 3) 農地売買と情報チャンネル | 87 |
| 4. まとめ | 87 |

1. はじめに一問題意識と課題

土地利用型農業において、農地の集積は規模の経済性を追求する場合の重要な課題となる。この点をめぐり、農地を集積し、あるいはこれを手放す当事者双方の農家の性格や、農地がどのような要因によって取り引きされるのか等の点について、さまざまな研究蓄積があり、生産力格差、収益性、自己労賃評価などの差によって、高い地代を支払うことが可能な農家が、農地を集積しうることが明らかにされている。

これらの議論は、農地集積の要因を地代負担力の優劣として捉える点で共通していた。つまり、規模拡大過程を農地獲得競争として捉える見方が一般的であった。しかし、高い地代負担力を有する農家がつねに、現実問題として他の農家との農地獲得競争に打ち勝ち、農地を集積するという保証はない。それはより高い地代を支払うという可能性にしかすぎず、農地移動のいわば前提となる必要条件というべき事柄である。さらには、そもそも農地獲得競争そのものが実在するのかということすら疑わしい¹⁾。

1) 竹本氏は、農地を安定的に借入するためには、地代負担能力よりも地主との信頼関係が重要であることを強調している [1]。

農地集積の現実には競争関係からと言うよりは、逆に信頼関係の上に成立するものだとみるべきであろう。これは農村がいわば生活と生産が密着した場であり、農家行動の全てが生産の論理に基づいて行われているとは考えられないからである。競争関係はあくまで農村生活の安定性、平等性を壊さない範囲内でのみ適用可能であると見るべきであろう²⁾。

それでは具体的に、どのようなプロセスを経て農地の所有権や利用権が取り引きされるのであろうか。これを事例に即して詳細にサーベイするという作業も、従来見過ごされてきたのではないか。農地の所有権、利用権が取り引きされる場を「農地市場」と呼び、そこでの取り引きが純粋に競争原理に基づくものであるならば、取り引きされる農地の所有権、利用権を媒介として結び付く農家は任意であろう。しかし、農地の集積が農家間の信頼関係の上に成立するならば、両者が信頼するにたる情報を得るための何らかの関係が、両者の間に成立しているはずであり、そのため「農地市場」で結び付く農家は限定されることになる。

小稿では、以上のような問題意識から、具体的な事例をもとに、農地移動分析における、農家の関係論的視点の重要性を提起することを課題としたい。これを仮説的に述べると、以下のように集約される。

一般に、農地を売却したい、貸したいと考える農家と、農地を買うもしくは借りて規模拡大を図りたいと考える農家が「農地市場」において出会うことによって農地移動が実際に起きると考えられる。しかし、そのきっかけとなるのは、ほとんどの場合農地の所有権、耕作権を手放そうとする農家の行動であり、それがいつどの様な形で起こるのか、ということに関する情報は、この農家が独占していると考えられる。

農地法や利用増進法に則って農地移動をすすめる場合は、その農家は始めに農業委員会に出向くことになる。農業委員会では、他の農家への公平を期するために、農地移動に関する情報を一元化して公表し、買い手・借り手を公募する。さらに、複数の希望者があった場合は農業委員会が間に入り、地域全体の土地利用を勘案し、斡旋することになる。

しかしながら後に述べるように、現在北海道においては相対取引による農

2) 川本 [2] (特に第3章 村落), 石田 [3] 参照。

地移動が、面積件数ともかなりの件数に及んでいるものと予想される。この場合、農地移動のプロセスはいま述べたものとは異なり、情報を独占している農地の所有権、耕作権の出し手農家は、受け手になってくれるであろう農家に直接話を持ちかけることになる。その際、所有権、耕作権の出し手農家は、どの様な農家がどこにいるということをどれほど知っているのか、そしてその中から誰を選択するのか、ということが問題になる。つまり、出し手農家の情報のストックとその選択行動が問題になるのである。この場合、農家間のさまざまな関係が情報のチャンネルとなり、お互いの情報がやり取りされると考えられるから、出し手農家と受け手農家を結び付ける要因として、農家の関係論的な視点に注目する必要があると考えられる。

分析の手順としては、まず始めに集落間の出入り作傾向と地代負担力の集落間格差の関連から、地代負担力が農地移動の方向性を規定していることを明らかにする。その上で、農地移動をめぐる農家間の諸関係から、情報のチャンネルが農地移動に重要な意味を持つことを明らかにする。

なおここで農地移動とは有償所有権移転、いわゆる農地の売買と、農地の貸借（貸借権の設定、使用貸借およびいわゆるヤミ小作を含む）の両者をさしている。

分析の対象とする中札内村は、帯広市を中心とする畑作中核地帯の外延地帯にあたり、畑作地帯から酪農地帯への移行がはじまる地域であるが、われわれが1990年2月に実施した米、常盤、新札内、上札内の4集落の悉皆調査では、調査農家は少数の事例を除いてほとんどが畑作専業経営であった³⁾。土地利用の違いによる農地移動の性格の違いは当然予想されるが、小稿では畑作的土地利用に分析対象を限定したい。また、分析期間としては1975年から1989年までとした。かつて北海道における農地移動は、農地の売買が主流を占めており、離農跡地を買い取るかたちで規模拡大が進展したが、ほぼ1975年を境として、これ以降は面積及び件数とも農地の貸借が売買を上回る

3) この調査は、中札内村にある北海道畑作経営技術研究所からの委託により、北大農業経営学研究室が実施したものである。調査の目的は、農地の分散化や農地売買の輪旋不成立等が全道的に問題となっているが、その問題の所在および解決方法の一端を示すことにあった。調査戸数は、米20戸、常盤22戸、新札内11戸、上札内13戸であり、集落内の農家および法人全戸を調査した。

ようになる。この様ないわば「農地市場」の構造変化以降の分析になるが、その前後で農地移動における農家間の諸関係がどの様に變化したのかという点については触れることはできなかった。他日を期したい。

2. 集落間の出入り作と地代負担力

1) 集落間の出入り作と地代負担力

中札内村農業委員会資料によると、近年の同村における農地移動は、表1に見るような推移を示している。農地移動は若干増加傾向にあることがわかるが、しかしこれは農業委員会が公式に把握している件数であり、実際には相対取引がかなりの件数に及んでいる。聞き取り調査から明らかになった、調査集落における農地貸借の実状を、農地法や利用増進法等の制度に則っているのか、それとも相対取引によるものなのか、という点に注目し、それぞれの件数を調査集落ごとに示したのが、表2である。これによると、相対取引がかなりの数に上っていることがわかる。この中には、一応農業委員会を通じ農地の貸借契約を結び、規定の小作料を払っているが、そのほかに上乘せ分の小作料を地主に支払っている事例があり、全体的かつ詳細な把握は難しい。しかしこの表からは、農業委員会が把握している以上に農地が動いていることが察せられる。

表1 中札内における農地移動の推移

| 年次 | 農地法3条 | | 利用増進法 | | | |
|------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 有償移動 件数 | (a) | 貸借契約 件数 | (a) | 有償移動 件数 | (a) |
| 1976 | 18 | 538 | 1 | 298 | | |
| 1977 | 17 | 6121 | 14 | 14538 | | |
| 1978 | 9 | 3990 | 1 | 497 | | |
| 1979 | 11 | 4134 | 0 | 0 | | |
| 1980 | 40 | 7721 | 14 | 15708 | | |
| 1981 | 15 | 6035 | 5 | 5430 | | |
| 1982 | 17 | 6829 | 6 | 2678 | | |
| 1983 | 19 | 6858 | 6 | 2272 | | |
| 1984 | 15 | 8791 | 20 | 19140 | | |
| 1985 | 28 | 14709 | 11 | 9700 | 17 | 7265 |
| 1986 | 5 | 2440 | 12 | 19050 | 17 | 12150 |

(資料) 中札内村農業委員会資料

注 1) 表中の「貸借契約」は、貸借権の設定および使用貸借の合計である。

農地移動を規定する諸要因

表2 調査集落における制度、相対別農地貸借件数

| | | 単位 件 | | | |
|----|----|------|----|-----|-----|
| | | 栄 | 常盤 | 新札内 | 上札内 |
| 借入 | 制度 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 相対 | 11 | 6 | 11 | 5 |
| 貸付 | 制度 | 1 | | | 2 |
| | 相対 | 4 | 4 | | 15 |

(資料) 実態調査から

注 1) 1975年以降の実績であり、中止された契約も集計されている。ただし、契約が更新されている場合は、1件とした。

ここでの分析は、農地移動の前提として地代負担力格差があり、これが一義的に農地移動の方向性を規定していることを明らかにしたい。分析方法としては、集落間の出入り作と地代負担力の関連に注目する。

表3は、中札内村全集落の概要を示したものである。地図の上でみると、表の上側の集落は中札内村の北部で、十勝畑作地帯の中心部寄りに位置し、逆に表の下側の集落は村の南部で、畑作地帯の外延部寄りに位置する。

まず始めに、集落間の出入り作状況を見る。村の北部から中部の集落が出作件数、面積ともに多く、入り作では、村の中部から南部の集落が面積、件数ともに多い。その結果、出作と入り作の差引では、北部の集落が出作傾向であり、南部の集落が入り作傾向が強く、中部の集落では出入り作がほぼ均衡している。しかし、この出入り作の実績は1985年時点のものであり、後に詳しくみるように必ずしも現在の数値とは一致してはいない。ここでは集落間の出入り作の全村的な傾向として、北部の集落から南部の集落への出作の方向性があるということを押さえるにとどめたい。

このような出入り作傾向を説明するために、集落の地代負担力格差に注目する。ここでは地代負担力として、各集落の平均経営耕地面積と、単位面積当りの収益性もちいる。

表3には、平均経営耕地面積と、分析を畑作経営にしぼるために、各集落の経営耕地面積から飼料作物作付面積をのぞき、それを集落の農家数で除した畑作物作付面積を示した。収益性のうち、収益性Aは、各集落の10aあたり粗収益から、第一次生産費および租税公課、支払い利子を差し引いたも

表3 集落の概要

| 集落名 | 農家戸数 出入り作関係 件数(件) | | | | 面積 (ha) | | | | 平均経営耕地面積 合計 (ha) | | 収益性 (10aあたり千円) | | |
|------------------|----------------------|-----|-----------|-----|---------|-------|-----------|------|---------------------|------|-------------------|------|----|
| | 出作計 | | 入作計 (出一入) | | 出作計 | | 入作計 (出一入) | | 畑作物 | | 収益性A | 収益性B | 所得 |
| | 出作計 | 入作計 | 出作計 | 入作計 | 出作計 | 入作計 | 出作計 | 入作計 | 畑作物 | 収益性A | 収益性B | 所得 | |
| 元大正 | 7 | 3 | 1 | 2 | 22.0 | 4.0 | 18.0 | 24.2 | 21.5 | 13.6 | 10.2 | 20.9 | |
| 新生 | 13 | 7 | 0 | 7 | 39.5 | 0.0 | 39.5 | 33.4 | 29.6 | 13.7 | 10.2 | 21.3 | |
| 興和 | 7 | 5 | 0 | 5 | 40.5 | 0.0 | 40.5 | 24.1 | 24.0 | 15.5 | 11.4 | 25.3 | |
| 共栄 | 16 | 6 | 4 | 2 | 30.5 | 42.0 | -11.5 | 25.0 | 23.6 | 13.3 | 9.8 | 20.9 | |
| 協和 | 11 | 4 | 0 | 4 | 15.0 | 0.0 | 15.0 | 28.1 | 27.7 | 12.7 | 9.4 | 19.9 | |
| 豊栄 | 5 | 4 | 4 | 0 | 24.2 | 24.0 | 0.2 | 30.0 | 29.6 | 13.3 | 9.8 | 20.8 | |
| 進光 | 17 | 13 | 1 | 12 | 81.0 | 3.5 | 77.5 | 27.3 | 27.3 | 12.4 | 9.3 | 19.2 | |
| 栄 | 17 | 3 | 10 | -7 | 33.5 | 44.7 | -11.2 | 29.5 | 28.3 | 12.6 | 9.3 | 19.7 | |
| 常盤 | 19 | 4 | 3 | 1 | 21.5 | 32.0 | -10.5 | 23.7 | 16.4 | 13.0 | 9.7 | 19.8 | |
| 南常盤 | 13 | 3 | 5 | -2 | 15.0 | 22.0 | -7.0 | 30.6 | 30.6 | 12.4 | 9.1 | 19.2 | |
| 西戸篤 | 6 | 2 | 6 | -4 | 12.5 | 34.2 | -21.7 | 20.4 | 17.7 | 12.2 | 9.0 | 19.1 | |
| 東戸篤 ¹ | 9 | 4 | 6 | -2 | 57.0 | 47.8 | 9.2 | 32.0 | 27.9 | 12.3 | 9.1 | 19.0 | |
| 東戸篤 ² | 4 | 2 | 5 | -3 | 10.0 | 27.5 | -17.5 | 24.2 | 17.9 | 12.3 | 9.2 | 18.7 | |
| 中戸篤 | 8 | 3 | 0 | 3 | 18.0 | 0.0 | 18.0 | 22.0 | 16.3 | 12.0 | 8.9 | 18.7 | |
| 新札内 | 10 | 9 | 4 | 5 | 69.5 | 55.0 | 14.5 | 37.9 | 27.3 | 12.3 | 9.2 | 19.2 | |
| 新札内 ^南 | 5 | 3 | 4 | -1 | 23.0 | 32.0 | -9.0 | 31.0 | 9.6 | 10.1 | 7.5 | 15.4 | |
| 西札内 | 12 | 1 | 2 | -1 | 4.5 | 11.0 | -6.5 | 33.2 | 20.8 | 10.0 | 7.3 | 15.5 | |
| 元札内 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 24.0 | 20.0 | 11.0 | 8.4 | 16.4 | |
| 上札内 | 8 | 1 | 9 | -8 | 8.0 | -35.0 | -35.0 | 21.0 | 14.1 | 10.5 | 7.9 | 15.7 | |
| 南札内 | 5 | 2 | 3 | -1 | 8.0 | -6.5 | -6.5 | 24.5 | 14.3 | 10.0 | 7.6 | 14.3 | |
| 元更別 | 15 | 5 | 7 | -2 | 43.0 | -9.0 | -9.0 | 28.8 | 24.2 | 10.6 | 7.6 | 16.1 | |
| 村外 | | 5 | 14 | -9 | 19.0 | -68.5 | -68.5 | | | | | | |
| 合計 | 218 | 91 | 91 | | 614.7 | 614.7 | | | | | | | |
| 平均 | 10.4 | | | | | | | 27.4 | 22.3 | 12.2 | 9.1 | 18.8 | |

(資料) 聞き取り調査および、農業委員会資料、中札内農協作付実態調査
 注1) 出入り作関係は1985年、経営耕地面積および農家戸数、収益性は1989年の数値である。
 2) 平均経営耕地面積については、共同経営など、特に面積の大きい法人経営3社を集計からのぞいた。
 3) 収益性は、中札内村農業委員会標準小作料試算にもとづき、以下の試算からもとめた。
 収益性A = 10aあたり粗収益 - (第1次生産費 + 租税公課 + 支払い利息)
 収益性B = 10aあたり粗収益 - (第1次生産費 + 租税公課 + 支払い利息 + 経営者報酬)
 (経営者報酬は、10aあたり粗収益の4%である。)
 所得 = 10aあたり粗収益 - (第1次生産費 + 租税公課 + 支払い利息) + 自家労賃
 4) 10aあたり粗収益は、標準小作料試算の生産費調査にもとづき、甜菜(移植)、馬鈴薯(澱源)、大豆、菜豆の各10aあたり粗収益から、各集落ごとの単収および作付面積比率でウェイトづけして求めた。

のであり、収益性Bは、収益性Aから、さらに粗収益の4%を経営者報酬として差し引いたものである。

各集落の10aあたり粗収益の算定は、村の基幹作物と考えられる、甜菜（移植）、馬鈴薯（澱原用）、大豆、菜豆についてそれぞれ求めたものを、各集落ごとの単収および作付面積比率でウエイト付けしてもとめた。各作物毎の粗収益は中札内村農協の畑作物生産費調査によるものであり、作付面積は同じく農協の作付実態調査の各農家の実績を積み上げた。どちらも1989年の数値である⁴⁾。

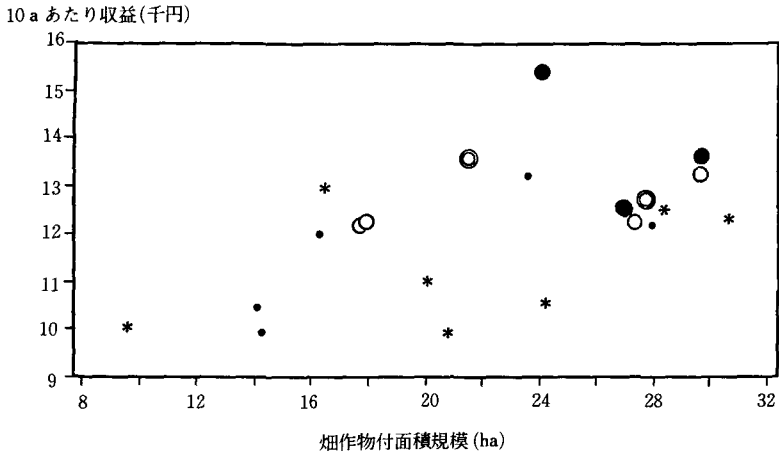


図1 集落ごとの畑作物作付面積と10aあたり収益の相関

(資料) 1) 中札内村農業委員会小作料標準試算(1989年)

2) 中札内村農協作付実態調査各農家個票(1989年)

注 1) 10aあたり収益は表3の「収益性A」である。

2) 図中の記号は、各集落ごとの(出作面積-入作面積)が、以下の範囲内であることを示す。

- : 30ha以上
- ◎ : 15ha以上30ha未満
- : 0ha以上15ha未満
- * : -15ha以上0ha未満
- ・ : -15ha未満

3) $Y(\text{円}) = 123X(\text{ha}) + 9445$
 $r = 0.53$

4) 上述の粗収益の算定方法は、農業委員会の算定方法をそのまま用いたものであるが、実際はさきの4品目の外に麦や飼料作物等が作付されている。ここでは便宜的にこの算定方法を用いたにすぎない。したがって、求められた収益性は詳細な分析に耐えるものではなく、全体的な傾向を知る範囲でのみ有効であるというべきであろう。

まず、畑作物作付面積では、出作傾向にある集落ほど面積規模が大きい。また、収益性では、収益性 A、B ともにやはり出作傾向にある集落の方が高い。収益性 A と畑作物作付面積および出入り作傾向の関連を示したのが図 1 である。この図からわかるように、面積規模が大きく収益性が高い集落は出作傾向が強く、逆に面積規模が小さく収益性の低い集落は入り作傾向が強い。実際は村の北部の農家が南部の集落まで出作することは少なく、近隣の集落の農地を取得することが多いので、出入り作は図にみるように若干交錯することになる。

以上の分析から、地代負担力の高い北部の集落から、地代負担力の低い南部の集落への全村的な出作の方向性があり、この方向性を規定する要因として集落間の地代負担力格差があることが明らかになった⁵⁾。

2) 実勢小作料水準の意味

表 4 に、1989年における各地区ごとの標準小作料と、利益をしめした。標準小作料は農業委員会の公示によるものであり、利益の算出には農業委員会が標準小作料算定に用いた数値をそのまま用いたが、粗収益から第一次生産費と租税公課、支払い利息だけを差し引き、粗収益の 4% の経営者報酬は控除していない。一方表 5 は、実態調査の中で明らかになった、1975年以降のすべての貸借の実勢小作料を、集落ごとおよび小作料水準ごとに集計したものである。このうち、栄と常盤は中央部と東部の境界に位置する集落であり、新札内は西部、上札内は東南部に位置する集落である。

標準小作料の算定では、利益から経営者報酬として粗収益の 4% が控除されている。経営者報酬は、その水準はともかくとして当然経営者である借地農家に属するものであるから、これは理論的には正しいというべきであろう。

しかしながら、表 4 と表 5 を比較すると、実勢小作料と標準小作料では、

- 5) 補足になるが、のちの表 5 から集落ごとの出入り作と実勢小作料水準について検討したい。出入り作がほぼ均衡している栄、常盤では、借入、貸付の実勢小作料もほぼ均衡している。一方、入作が圧倒的であった上札内では、借入している事例の実勢小作料よりも、貸し付けている事例の小作料の方が高い。上札内において、貸し付けている農家の小作は、東部、中央部の農家であり、逆に借入している農家の地主は南部の農家であることが実態調査から明らかになっている。つまり、上札内では、小作料の高い集落から入作があり、小作料の低い集落に出作しているという動きが顕著である。

農地移動を規定する諸要因

表4 地区別の標準小作料と利益
(単位：千円/10a)

| | 標準小作料 | 利益 |
|-------|-------|------|
| 中 央 部 | 8.0 | 11.1 |
| 東 部 | 7.5 | 10.8 |
| 西 部 | 7.5 | 10.4 |
| 東 南 部 | 7.0 | 9.2 |
| 西 南 部 | 6.5 | 8.8 |
| 南 部 | 6.0 | 8.3 |

(資料) 中札内村農業委員会資料

- 注 1) 標準小作料は1989年の公示による。
2) 利益は標準小作料算定に用いる粗収益から、第一次生産費、租税公課、支払い利息を控除した額である。

表5 調査時点における集落および小作料水準別にみた貸借件数
(単位：件)

| 集 落 | | 小作料 (単位：千円) | | | |
|-----|----|-------------|------|-------|-----|
| | | ～ 8 | 8～10 | 10～12 | 12～ |
| 栄 | 借入 | 1 | 3 | 3 | 1 |
| | 貸付 | 1 | 2 | | |
| 常 盤 | 借入 | | | 3 | |
| | 貸付 | | 4 | | |
| 新札内 | 借入 | | | 4 | |
| | 貸付 | | | | |
| 上札内 | 借入 | 4 | | | |
| | 貸付 | | 5 | 1 | 3 |

(資料) 実態調査

- 注 1) 1989年に実際に支払われた賃貸料で集計した。

いずれの集落においても実勢小作料の方が2千円から3千円ほど高い。このため表4の利益の方が表5の実勢小作料の値に近くなっている。つまり、ここでの事例のかぎりでは、経営者報酬を含めた全利益(=粗収益-第一次生産費-租税公課-支払い利息)は地主に帰属しており、小作農家は第一次生産費の中に含まれている自家労働報酬の取得のみに甘んじているのである。このことは、借地農家は自家労賃を確保するために、言い替えると、自家保有労働力の完全燃焼のために農地を借り入れているということを意味している。

農家調査の中で、農地取得の理由として、自家保有労働力に余裕があることをあげたり、また逆に農地取得を妨げる要因として、作業が労働力的にきついことをあげる農家が多い。坂下は戦間期における十勝地域の土地所有を「農地そのものの流動性(耕境変動)、土地所有者そのものの流動性、耕作

者の流動性，そして耕作面積規模における労働力保有の規定性の強さ」などのため，総じて土地所有そのものが「流動的」であることを指摘した⁶⁾。現在畑作農業においては，自走式農業機械が普及するなど高度な農業機械化段階に到達し，戦間期とは大きく様変わりしているが，以上の分析の限りでは，かつての指摘はいまなお有効であるといえることができる。

実勢小作料水準が全利益に近似しようということは，このような，北海道における土地所有の性格の一端を示すものであろう。

3. 農地移動と農家間の諸関係

1) 農地移動と農家間の諸関係

以上の分析では，集落間の地代負担力格差と出入り作傾向の関連から，地代負担力が農地移動の方向性を規定していることが明らかになった。しかしわれわれの分析視角において，地代負担力格差は農地移動の必要条件であり，これだけで農地移動が引き起こされるとは考えにくい⁷⁾。農地移動には，取り引きされる農地の所有権，利用権をめぐる，相手を信用するにたる情報が必要であり，そのため農地移動は，その情報をやりとりするチャンネルの所在に規定されると考えられるのである。

ここではまず「農地市場」において，具体的にどのような農家とどのような農家の間で農地移動が実現するのか，という点を検討する。さらにこれをふまえて，農家間のさまざまな関係を通じた情報のチャンネルについて考察した

6) 坂下 [4]

7) 1970年代に議論された，生産力格差にもとづく農民層分解除では，収益の階層間格差が拡大し，単位面積当りでは大規模農家の収益水準は，小規模農家の農業所得を地代として支払ってもなお，投下した資本に見合うだけの剰余が形成されていることが指摘された。このことは，農地移動の主導権が大規模農家に移ったことを意味し，そこから資本制借地農への展開の可能性が論じられた（梶井 [5] など）。

本稿で用いた地代負担力の集落間格差を規模階層間とみなし，集落間の10aあたり所得と比較したが，収益性の階層間格差は質的な意味にまでは広がっていない。農地移動は，多くの場合負債整理や，後継者がいないための離農という，いわば農地の出して側の主体的な理由によってのみ起こるということが，収益性格差が質的な意味にまで広がっていないことの一つの証左といえよう。しかしいづれにしろこれは集落間（地域間）格差の比較であり，これ以上の検討には，収益性の階層間格差の分析が必要である。

い。

1975年以降における調査集落の農地移動を、所有権および利用権の出し手・受け手の農家間の関係に注目し、これを農地移動件数で集計したのが表6である。この表では分析対象期間中に貸借を中止した事例も集計されている。

これによると、まず貸借については、栄で「法人関係」が最も多く、上札内、新札内では「親戚関係」が最も多い。常盤は「単なる近隣農家」と「その他」が多く中間的な性格である。このように農地貸借をめぐって農家間の結び付きに一定の序列がみられることに注目したい。一方売買の件数に注目すると、貸借と若干類似した傾向があるが、上札内を除いて「その他」の農家間での件数が多くなる。

またこの表では、それぞれについて出入り作になっている件数もしめした。これについては、特に「親戚関係」間での農地移動が多い新札内、上札内では、それぞれ10件中8件、13件中9件が出入り作になっていることがわかる。また、先の表3では、栄、常盤においても出入り作件数の合計がそれぞれ14件と13件であったが、この表でみる限りはそれぞれ5件づつである。一方、新札内、上札内については表3ではそれぞれ13件、10件であり、表6の11件、13件とほぼ近い数字である⁸⁾。

このように、農地移動における出し手受け手農家の結び付きに集落間格差をもたらす要因について考察したい。さきに述べたように、農地の所有権や利用権を手放そうと考える農家の行動が、農地移動のきっかけであると考えられるから、農地移動の最初の段階では、手放す農家が農地移動についての情報を独占していると考えられる。他の農家がそれに気づいていたとしても、農地を売る・貸すといったことは、農業専門的地域では多くの場合農家の没落を意味するから、他の農家から借入、購入の話を持ちかけることは、ほとんどタブーであると考えてよいであろう。つまり農地移動の端緒段階において、農地の出し手農家が主導権を握っているのである。

この農家が農業委員会を通さず受け手の農家を探す場合は、その農家がど

8) 表6では不在地主の土地への入り作は把握できないが、そのような事例は調査の限りでは見あたらなかった。

表6 農地の所有権・耕作権をめぐる農家間の諸関係

(単位:件)

| | | 実数 | | | | | | | 右のうち、出入り作になっているもの | | | | | | |
|----|------------------|----------|----------------|-----------------|-------------|------------|------------|-----|-------------------|----------------|-----------------|-------------|------------|------------|-----|
| | | 親戚 関係 | 友人 知人 関係 | 単なる 近隣 農家 | 法人関係 関係計 | もとの 構成員 | 現在の 構成員 | その他 | 親戚 関係 | 友人 知人 関係 | 単なる 近隣 農家 | 法人関係 関係計 | もとの 構成員 | 現在の 構成員 | その他 |
| 借入 | 栄 | 3 | 1 | 3 | 8 | 5 | 3 | | 1 | | | | | | |
| | 常盤 | 2 | | 3 | 2 | 2 | | 2 | 1 | | | | | | |
| | 新札内 上札内 | 8 | 1 | | | | | 3 | 8 | 1 | | | | | 1 |
| 借付 | 栄 | 2 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 常盤 | | 1 | 2 | | | | 3 | | 1 | | | | | 1 |
| | 新札内 上札内 | 12 | 2 | | | | | 3 | 9 | 1 | | | | | 3 |
| 借入 | 栄 | | | 3 | 3 | 3 | | 5 | | | | | | | 3 |
| | 常盤 | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | | | | | | | 1 |
| | 新札内 上札内 | 2 | | 3 | 1 | 1 | | 3 | | | | | | | 1 |
| 売却 | 栄 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 常盤 新札内 上札内 | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 貸借 | 栄 | 5 | 1 | 3 | 10 | 6 | 4 | 1 | 1 | | | | | | 1 |
| | 常盤 | 2 | 1 | 5 | 2 | 2 | | 5 | 1 | 1 | | | | | 1 |
| | 新札内 上札内 | 8 | 1 | | | | | 3 | 8 | 1 | | | | | 1 |
| 売買 | 栄 | | | 3 | 3 | 3 | | 5 | | | | | | | 3 |
| | 常盤 | 1 | | | 1 | 1 | | 3 | | | | | | | 2 |
| | 新札内 上札内 | 2 | | 3 | 1 | 1 | | 3 | | | | | | | 1 |
| 合計 | 栄 | 5 | 1 | 6 | 13 | 9 | 4 | 6 | 1 | | | | | | 4 |
| | 常盤 | 3 | 1 | 5 | 3 | 3 | | 8 | 1 | 1 | | | | | 3 |
| | 新札内 上札内 | 10 | 1 | 3 | 1 | 1 | | 6 | 8 | 1 | | | | | 2 |
| | 上札内 | 13 | 3 | | | | | 6 | 9 | 1 | | | | | 3 |

(資料) 実態調査から

注 1) 1975年以降の貸借および売買について集計した。

2) 貸借については中止された場合も集計したが、契約を更新する場合は、1件とした。

ここにこの情報をもって行くのかということが重要なポイントになる。特に貸借の場合は、貸し手農家が小作権の強化や捨て作りの土地利用を恐れ、できるだけ気心が知れて貸し手農家の要望を聞き入れてくれそうな農家や、また、農地の管理の面で問題がない、ということをよく知っている農家に話を持ちかけることになる。また、農地の売買であっても、手続き上は農業委員会を通して、その前に相対で売買の約束を取り交わし、実質的にはヤミ小作的性格の場合がある。この場合もやはり貸借の場合に準ずる農家が好まれるであろう。その際、出し手農家が、受け手になってくれそうな農家を人数的にどれほど知っているのか、そしてそれぞれの農家の土地利用や経営内容をどれほど詳しく知っているのかという、受け手になってくれるであろう農家についての情報ストックの量と質がまずポイントになる。つぎに、では実際にその中から誰を選ぶのかという情報の選択行動が問題になる。

しかしながら、選択行動は基本的に情報ストックに制約され、その情報ストックは、情報を集めるための情報チャンネルに制約されるのであるから、結局農家の選択行動は情報ストックを集めるために、どの様な情報のチャンネルを持っているのか、ということに制約されるであろう。

そのチャンネルとして考えられるのは、第一に血縁を通した付き合いや友人知人関係であり、第二に集落内の諸組織である⁹⁾。中札内村は1960年代前半に、全村法人化を試みたが、それへの対応は各集落において一様ではなく、またその後の展開も集落によって差がある。調査集落の法人化およびその後の変遷を図2に示した。このうち栄、常盤および新札内は、集落をそれぞれ3つに分割して法人を設立した。その後、新札内では共同経営法人をのぞいた協業法人は早期に解体してしまうが、栄、常盤では比較的現在も協業法人が残っており、機械の共同所有や播種、収穫といった作業が共同で行われて

9) 都市近郊では農地転用の代替地に絡んで、農地の売買に不動産業者が関わっていたり、また鹿児島では「地馬喰」とよばれる農家が存在し、積極的な農地移動の仲介者となることが報告されている(梶井[6]参照。なおこの論文では「地面パクリョウ」として紹介されている)。しかし、われわれが分析の対象とする中札内村の「農地市場」においては、農地移動に関する情報収集およびその伝達の担い手は、農家と農業委員、農業委員会に限られていると考えてよい。

しかし近年、農協が貸付金の焦げ付きをおそれ、負債圧力によって離農せざるを得なくなった農家の農地を、経済的に余裕のある農家に購入するよう勧めることがある。

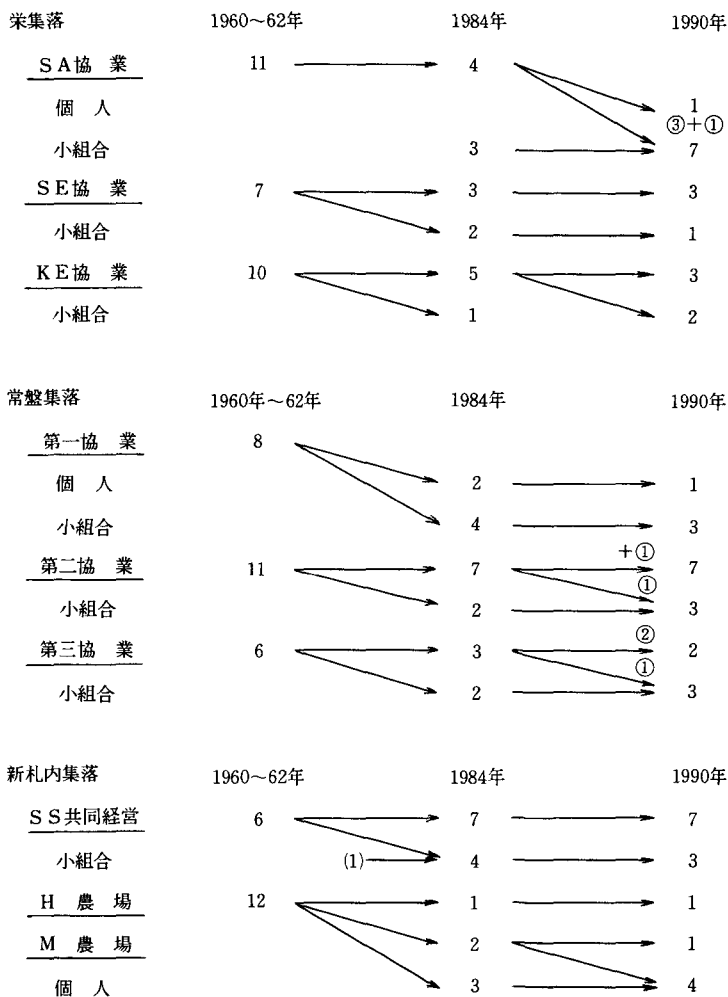


図2 構成世帯数でみた調査集落における法人の変遷（単位：世帯）

（資料）実態調査から

注1) ○で示した数字は移動した世帯数を表す。

注2) +○で示した数字は新規加入世帯数を表す。

いる。一方上札内では、はじめから法人化の動きはなく、他町村の実行組合に相当する小組合へ加入するというかたちをとり、集落的な組織化はされなかった。

以上、各集落における組織化の差およびその後の変遷と、農地移動における農家の関係から、法人が比較的残っている米、常盤のうち特に米において「法人関係」の農家間で農地移動が多く、また入り作は少ない。逆に、法人化の動きがなかった上札内においては「親戚」関係での取引が多く、それがほとんどの場合入り作になっている¹⁰⁾。

組織化による情報チャンネルを持たない上札内では、受け手農家に関する情報を血縁関係のチャンネルに頼ることになるが、しかしその親戚は近隣にいるとは限らない、そのため必然的にその親戚の農家が入作することになる。逆に協業組織が比較的残っている米では、組織を通じた情報チャンネルがあり、組織内で農地移動が成立しやすい。そのため出作入作が比較的少ないと考えられる。

2) 農地貸借の実例

以上の分析から、農地移動、特に農地貸借における農家間の情報チャンネルの存在が、農地移動に制約を与えることが明らかになった。ここでは、情報チャンネルを通じてどのような情報がやり取りされ、それをもとに地主、小作がそれぞれどのような判断を下して農地貸借が成立したのかということ、事例に即して検討したい。

はじめは、親戚間の農地貸借が出入り作になっている事例である。

地主は、上札内の農家であったが農業者年金取得のために昭和58年に離農し、現在夫婦2人で上札内に住んでいる。小作は常盤の戸一法人であり、経営主は地主の義理の息子にあたる。小作地は全部で6.5 haあり、小作の自宅からはおよそ2.5 kmの距離にある。農業者年金取得のための貸借であるが、地主農家が小作農家に農地貸借の話を持ちかけ、同意を取り付けてから農業委員会に貸借の届け出をした。はじめは形式上は小作農家が所属してい

10) 先の表6でみたように、常盤で「単なる近隣農家」間で農地の貸借が多いのは、図2でみるように、第一協業の構成員農家の多くが離農し、そのために組織が解体してしまい、最後に残った戸の農家が離農して農地を貸しに出す際、借り受けてくれるかっつの構成員農家がいなかったためである。

た協業法人との貸借契約であったが、小作農家が協業法人を脱退したので、その年に契約相手を変更した。地主農家にしてみれば、あくまでもその農家に耕作してもらいたかったのである。

地主農家によれば、娘の嫁ぎ先の農家を貸付相手に選んだのは、義理の息子であり、半分自分の後継者のようなものだということ、また、土地の管理という面では、輪作をきっちりまもり、堆肥もいれている、そのうえ常盤で一番大きい農家である、ということあげていた。貸借契約が成立してから同じ上札内の農家からも借入れの申し入れを受けたことはあるが、なんとなく不安で断わったという。一方、小作農家にしてみると、娘の嫁ぎ先であるので、安心なのではないかということであった。地主農家が誰を小作として選択するかという場合、その農家に対する信頼の度が重要なポイントとなっていることがわかる。

小作料は平均すれば9千2百円余りで標準小作料よりも高い。地主にしてみれば、これは義理の父親への小遣いの的な意味があるのだろうということであった。賃貸借契約を結ぶ農家間の関係が、実勢小作料に影響を与えているのである。

もう一つの事例は、法人構成員間での農地貸借の場合である。

地主農家は、経営主が1988年の秋になくなり、経営耕地のうちまだ経営主の父の名義であったおよそ14.3 haを、法人に借りてくれるよう当時の法人の代表者に申し出た。農地の分割については地主農家は一切口出しをせず、法人構成農家3戸で、それぞれ自分の耕作する農地の隣地をえられるよう話し合っただけで決めた。地主農家は売るつもりはなく、返してもらいたいときにトラブルが無いように制度にはのせなかった。小作農家にしてみれば安定的に耕作できるように制度にのせたかったようである。ただ小作農家も、気心が知れた農家同士で貸借することが望ましいと考えている。小作料は1万5百円に決まった。この集落の実勢小作料の相場は約1万円であるが、5百円はその農地が他と比較してレキが少ないからということ、小作農家からの申し出であった。

これら農家が所属する協業法人では、甜菜の移植が共同作業で行われまた作業機械を共同で所有している。地主農家にしてみれば、これを通じ法人を構成する農家に対して信頼感を持っていたために、農地の分割等にたいして

は一切口出しをしなかったと考えられる。つまり、相手に対する農地管理上の信頼感が厚いために、地主農家は相手に判断を任せているのである。

3) 農地売買と情報チャンネル

以上の考察では、農地の売買と貸借をほぼ同列に扱ってきた。しかし実際問題として、売買と貸借が同じ論理で行われているとは考えにくい。表6でも、売買については貸借ほどは農家間の関係に明確な序列はみられず、「その他」農家間での取引が増加していた。ここでは表6の結果から、農地売買における情報チャンネルの意義を若干考察しておきたい。

売買に関して農家間の結び付きに明確な序列がないということは、農家の情報チャンネルが重要視されておらず、したがって、農地の売買においては、貸借ほどには買い手農家に関する情報は必要とされていないのである。つまり、元の持ち主は買い手に対して土地利用上の信頼をおけるか、ということは考慮していないのであり、農地を手放してしまえば、もはやその農地に対する関心は低くなってしまうということを示唆している。

これは、少なくとも十勝畑作地帯においては、本州府県とは異なり、農地の「家産」的性格はなかなか強まらないということを示している。さきの実勢小作料水準の分析においても、農地の獲得は自家労働力の完全燃焼を目的としていることが類推された。これらのことは、農家が農地をより生産手段的に位置づけており、その範囲内での土地所有であるということを示唆している。

北海道における離農形態は、最近年になって高齢農家の在村離農の事例が多いが、かつては挙家離村という形態をとり、現在でもその流れはある。北海道においてこのように離農が挙家離村という形態をとるということは、現在においても土地所有が「流動的」であること、農地を生産手段として位置づけていることの証左といえよう。

4. ま と め

以上の分析の結果、第一に、農家間の地代負担力格差が農地移動を方向付けていることが確認された。しかし第二に、農地移動が現実のものとなるためには、特に小作農家を信頼するに足る情報が必要であり、地主となる農家はその情報をえるための情報チャンネルを、どれだけもっているのかという

ことが重要な規定要因となっていることが明らかにされた。

農地の分散をできるだけふせぎ、団地的利用を保障するためには、農業委員会が出し手農家及び受け手農家についての情報を一元化すること、および、出し手農家の権利を十分保障し、農地移動についての不安感をなくするよう努力することなど、農業委員会の機能を強化することにまず取り組まなければならないであろう。1981年度から、国の農用地高度利用促進事業の中に農地銀行活動が位置づけられ、農業委員会内に農地銀行を設置することによって、農業委員会の情報収集、斡旋機能の強化を図ろうとしている。しかしながら現実にはこの点について農業委員会が十分機能している町村と、そうではない町村がある。今後はこれら町村の比較によって、このような差異をもたらす要因を検討することが課題となろう。

引用文献

- [1] 竹本敏晴「竹本農場の現状と展望」農林水産省北陸農業試験場経営土地利用部『北陸農試農業経営研究資料』第21号（1983年7月）、PP. 12～26
- [2] 川本彰『農村社会学』（現代農業経済学全集第11巻）明文書房 1990
- [3] 石田正昭「大規模家族経営の存立条件と発展可能性」『大規模水田農業経営育成のための諸条件—経営展開の課題と展望—』長期金融69（1989）PP. 30～43
- [4] 坂下明彦「十勝畑作地帯における農地市場の性格と中農層の形成—戦間期を対象として—」『農経論叢（北海道大学農学部紀要別冊）』第43集（1987）P. 3
- [5] 梶井功『小企業農の展開条件』（梶井功著作集第3巻）筑波書房 1987
- [6] 梶井功「相続慣行と農業構造—世代交替との特異性との関連からみた—」梶井功編『限界地農業の展開』御茶の水書房 1971 PP. 157～184